

## 手数料に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書第14条の規定に基づき、当社が清算参加者から徴収する手数料に関し、必要な事項を定める。

(口座管理手数料)

第2条 清算参加者は、口座管理手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項に規定する口座管理手数料は、月額50万円とする。ただし、2以上のネットティング口座(業務方法書第83条に規定するネットティング口座をいう。以下この条において同じ。)を開設している清算参加者については、当該額に、当該清算参加者が開設するネットティング口座の数から1を減じた数に20万円を乗じて得た額を加算した金額とする。

3 前項の規定にかかわらず、口座の開設日が月の2日目(休業日を除外する。)以降の日となったとき、又は当該清算参加者がネットティング口座の廃止を申請した場合において当該口座の廃止日が月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)以前となったときの当該口座管理手数料は、当該清算参加者が当該ネットティング口座を開設していた期間に応じ、前項の金額について日割計算を行った金額とする。

(債務引受手数料)

第3条 清算参加者は、債務引受手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項に規定する債務引受手数料は、各清算参加者の次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるところによる。

(1) 国債証券の売買等

当社が債務の引受けの申込みを受けた清算対象取引(業務方法書第41条の規定により申込みが取り消された取引を含む。以下この項において同じ。)について、業務方法書第39条第2項第1号dに規定する売買決済日に授受する金銭の額に、次のa及びbに掲げる国債証券ごとに当該a及びbに定める率を乗じた金額

a 国庫短期証券

万分の0.0005

b aに掲げるもの以外の国債証券

万分の0.002

(2) 現金担保付貸借取引等

当社が債務の引受けの申込みを受けた清算対象取引について、業務方法書第39条第

2項第2号dに規定する取引決済日に授受する金銭の額に、次のa及びbに掲げる取引ごとに当該a及びbに定める率を乗じた金額

a オーバーナイト取引（取引決済日が取引実行日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）である取引をいう。） 万分の0.0001に貸借期間（取引実行日の翌日から取引決済日までの期間（休業日を含む。）をいう。）の日数を乗じた率

b aに掲げるもの以外の取引 万分の0.001

(3) 現先取引等

当社が債務の引受けの申込みを受けた清算対象取引について、業務方法書第39条第2項第3号dに規定するエンド取引受渡日に授受する金銭の額（同第40条第1項第1号bに規定する当初現先取引等のエンド取引受渡日に授受する金銭の額及び同項第2号に規定する変更後銘柄現先取引等のエンド取引受渡日に授受する金銭の額を含む。）

に、次のa及びbに掲げる取引ごとに当該a及びbに定める率を乗じた金額

a オーバーナイト取引（エンド取引受渡日（業務方法書第40条第1項第1号に掲げる取引にあつては、当初現先取引等のエンド取引受渡日）がスタート取引受渡日の翌日（同号に掲げる取引にあつては、サブステイテューション実行日の翌日）（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）である取引をいう。） 万分の0.0001に取引期間（スタート取引受渡日の翌日からエンド取引受渡日までの期間（業務方法書第40条第1項第1号に掲げる取引にあつては、サブステイテューション実行日の翌日から当初現先取引等のエンド取引受渡日までの期間）（休業日を含む。）をいう。）の日数を乗じた率

b aに掲げるもの以外の取引 万分の0.001

(残高管理手数料)

第4条 清算参加者は、残高管理手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項に規定する残高管理手数料は、別表1「残高管理手数料の額の計算に関する表」によるものとする。

(期日管理手数料)

第5条 清算参加者は、期日管理手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項に規定する期日管理手数料は、別表2「期日管理手数料の額の計算に関する表」によるものとする。

(DVP決済手数料)

第6条 清算参加者は、DVP決済手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項に規定するDVP決済手数料は、次の各号に定める金額の合計額とする。

(1) 業務方法書第45条第1項又は第2項(同第48条第4項及び同第52条第2項の規定により準用される場合を含む。以下同じ。)に規定する国債証券の授受のために、清算参加者(同第45条第2項に規定する代理人を含む。)と当社との間で行われた国債証券に係る口座振替件数に200円を乗じて得た金額

(2) 業務方法書第53条第1項、同第55条第1項、同第56条第1項、同第58条第1項及び同第59条第1項に規定する金銭の授受の件数に200円を乗じて得た金額

3 業務方法書第48条第5項の規定によりフェイルに係る決済が行われたとき並びに同第50条第1項及び第2項の規定により金銭の授受が行われたときは、同第48条第4項の規定によりフェイルに係る決済が行われたものとみなして前項第1号の規定を適用する。

(担保管理事務手数料)

第7条 清算参加者は、担保管理事務手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項に規定する担保管理事務手数料は、清算参加者からの請求に基づいて当社が行うクリアリング・ファンドの返還の件数に200円を乗じて得た金額とする。

(WEB端末利用手数料)

第8条 清算参加者は、WEB端末利用手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項に規定するWEB端末利用手数料は、各清算参加者が有するWEB端末(当社との間において決済情報の照会等を行うための清算参加者が設置する端末装置をいう。)を利用するためのユーザーID数の月中における最大の数について、1ユーザーIDにつき月額10,000円とする。

(証明書発行手数料)

第9条 清算参加者は、証明書発行手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項に規定する証明書発行手数料は、次の各号に掲げる証明書ごとに当該各号に定める手数料の合計額とする。

(1) クリアリング・ファンド残高証明書

1通につき、3,000円

(2) その他の証明書

当社が証明書ごとに別に定める金額

(手数料の限度額)

第10条 自社清算参加者については、第2条から前条までの規定にかかわらず、当該各条に規定する手数料の合計額は、月額500万円を上限とする。

2 他社清算参加者については、第2条から前条までの規定にかかわらず、当該各条に規定する手数料の合計額は、月額500万円に有価証券等清算取次ぎに係る第3条に規定する債務引受手数料を加算した額を上限とする。

(手数料の納入時期)

第11条 第2条から前条までに規定する手数料の当社への納入の日は、毎月20日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とし、前月分を、消費税及び地方消費税の相当額を加算して納入するものとする。

付 則

この規則は、平成17年5月2日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成21年1月28日から施行する。

2 割引短期国債又は政府短期証券として発行された国債については、国庫短期証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

1 この改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

別表 1

残高管理手数料の額の計算に関する表

各清算参加者の日々の残高管理手数料の金額は、次の計算式により算出した決済日等ごとの残高管理手数料をすべての決済日等について合計した金額とする。

決済日等ごとの残高管理手数料

＝決済日等を同一とする各清算参加者と当社との間の金銭決済債務の額の合計額

× 次の営業日までの日数 ÷ 365 × 万分の0.09

(注) 1 金銭決済債務については、決済日等が計算日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日以降に到来する清算対象取引に係る債務に限る。

2 次の営業日までの日数は、計算日の翌日から計算日の次の営業日までの日数（休業日を含む。）とする。

別表 2

期日管理手数料の額の計算に関する表

各清算参加者の日々の期日管理手数料の金額は、次の計算式により算出した決済日等ごとの期日管理手数料をすべての決済日等について合計した金額とする。

決済日等ごとの期日管理手数料

＝決済日等を同一とする各清算参加者からその日に引き受けた債務に係る清算対象取引における取引金額の合計額 × 決済日等までの超過日数 ÷ 365 × 万分の0.015

- (注) 1 各清算参加者からその日に引き受けた債務に係る清算対象取引は、当該清算対象取引の決済日等（現金担保付債券貸借取引等にあつては取引決済日、現先取引等にあつてはエンド取引受渡日）が債務引受日から起算して5日目（休業日を除外する。）の日以降に到来する取引に限る。
- 2 清算対象取引における取引金額は、国債証券の売買等については業務方法書第39条第2項第1号dに規定する売買決済日に授受する金銭の額、現金担保付貸借取引等については同項第2号dに規定する取引決済日に授受する金銭の額、現先取引等については同項第3号dに規定するエンド取引受渡日に授受する金銭の額（同第40条第1項第1号bに規定する当初現先取引等のエンド取引受渡日に授受する金銭の額及び同項第2号に規定する変更後銘柄現先取引等のエンド取引受渡日に授受する金銭の額を含む。）とする。
- 3 決済日等までの超過日数は、計算日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日の翌日から決済日等（現金担保付債券貸借取引等にあつては取引決済日、現先取引等にあつてはエンド取引受渡日）までの日数（休業日を含む。）とする。